

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	島根県
市区	松江市
担当部署	健康福祉総務課

吸収合併の場合		
基本情報		
1	合併理由書	
2	評議員会で合併の承認をしたことを証する書面	
3	存続する法人の定款	
4	吸収合併消滅社会福法人の財産目録及び貸借対照表	
5	吸収合併消滅社会福祉法人の負債を証明する書類	
6	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の財産目録	
7	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の事業計画書および収支予算書 (合併日に属する会計年度及び次会計年度)	
8	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の評議員、役員となるべき者の履歴書 および就任承諾書	
9	評議員、役員になる者について、他に役員等になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類	
関係書類		合理的な理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		

7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	島根県
市区	松江市
担当部署	健康福祉総務課

新設合併の場合		
基本情報		
1	合併理由書	
2	評議員会で合併の承認をしたことを証する書面	
3	合併により設立する法人の定款	
4	各法人の財産目録および貸借対照表	
5	各法人の負債を証明する書類	
6	合併により設立する法人の財産目録	
7	合併により設立する法人の事業計画書および収支予算書（合併日に属する会計年度及び次会計年度）	
8	合併により設立する法人の評議員、役員となるべき者の履歴書および就任承諾書	
9	評議員、役員になる者について、他に役員になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類	
関係書類		合理的な理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		

7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	島根県
市区	松江市
担当部署	健康福祉総務課

事業譲渡等にかかる定款変更の場合		
基本情報		
1	理事会議事録	
2	評議員会議事録	
3	現行の定款	
4	変更後の定款	
5	事業譲渡契約書	
6	新たに経営する事業の事業計画書および収支予算書 (事業開始日に属する会計年度及び次会計年度)	
7	施設長就任書・履歴書	
関係書類		合理的な理由
1	財産目録(直近の決算時のもの)	該当がある場合に限る
2	追加事業に係る財産目録	該当がある場合に限る
3	2記載不動産の登記事項証明書(全部事項)	該当がある場合に限る
4	3不動産の価格を証する書類(評価鑑定書・請負契約書・売買契約書・固定資産管理台帳等)	該当がある場合に限る
5	2記載固定資産物品の明細書及び財産目録に記載されない10万円以下の固定資産等の目録	該当がある場合に限る
6	2記載現金の残高証明書、有価証券の保有証明書、贈与契約書	該当がある場合に限る
7	当該事業に係る事業者指定書、事業の委託契約書、補助金の交付通知書及び補助要綱、施設の設置許可書、届出書、認可申請書等	該当がある場合に限る
8	当該事業に係る職員名簿	該当がある場合に限る

9	図面（付近見取図、配置図、平面図、立面図）	該当がある場合に限る
10	賃借により不動産を使用する場合、当該不動産に係る地上権設定契約書又は賃貸借契約書、登記事項証明書（全部事項）	該当がある場合に限る
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

都道府県	島根県
市区	松江市
担当部署	健康福祉総務課

事業譲渡等にかかる基本財産処分の場合		
基本情報		
1	理事会議事録	
2	評議員会の議事録	
3	財産目録	
4	処分物件が不動産の場合は、その価格評価書	
5	対象施設の図面（面積の明記、国庫補助及びその他の別）	
関係書類		合理的な理由
1	現行の定款	処分する財産が基本財産であることを確認するため
2	（基本財産を処分し新たな施設整備を行う場合） 処分した建物のあとに新築される建物の図面	処分の必要性、妥当性を判断するため
3	（基本財産を処分し新たな施設整備を行う場合） 今回の建替えの計画	処分の必要性、妥当性を判断するため
4	（基本財産を処分し新たな施設整備を行う場合） 建替え後の新規事業の計画	処分の必要性、妥当性を判断するため
5	（基本財産を売買する場合） 契約書等の資料	処分の必要性、妥当性を判断するため
6		
7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由

--	--

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。